

会計事務所 200%活用レター

Vol.192 2020.03

このレターは、お客様との最近の面談や、セミナーなどで感じたことをお伝えしています。お時間があるときにでもご笑読頂ければ幸いです。

【新型コロナ対策融資】

世界で新型コロナウイルスが猛威を振っています。

日本も例外ではなく、学校も休みになりイベントも休止になるなど経済の先行きに大きな不安がたちこめてきました。

資金繰りに不安を感じている企業のために国がいくつかの融資制度を出しています。余裕のある企業は別として、一般的に信用保証協会の制度融資を使います。この制度には一般枠と特別枠があります。

一般枠は金融機関が2割、保証協会が8割などリスクを共有しますので、金融機関も積極的に融資をすることはできませんが、この緊急時には国から特別枠の融資制度が出ています。

これは国がリスクを全部保証するから、金融機関は積極的に地域の企業に融資してくださいというものです。セーフティネット4号と5号が出ています。4号は20%以上、5号は5%以上の売上減少が対象になります。元金返済も1年間据え置きができます。

都道府県単位でも特別枠の融資制度が出ています。例えば愛知県の場合だと、売上の減少割合など規定がなく「緊急つなぎ資金」が3月9日から始まりました。県が保証料を全額負担してくれます。

金融機関にとってはある意味営業のチャンスなので、貸しやすい企業に提案をしてしまいます。営業担当の方が先回りして声をかけてくることはありませんので、必要と感じたら、ご自身で早期に動き出すことが大切です。弊所のクライアントの皆様も、早めに担当スタッフにお声掛けください。資料など迅速に用意していきます。